

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年11月26日（平成30年（行情）諮問第528号）

答申日：令和元年9月13日（令和元年度（行情）答申第187号）

事件名：大臣への説明又は報告のために特定時期に作成され個別の過労死・過労自殺事案について記載された文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「厚生労働省の職員が昨年特定期間、厚労大臣への説明または報告する目的で作成した文書のうち、個別の過労死・過労自殺（労災の申請，認定を含む）事案についての記載を含むもの」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年8月3日付け厚生労働省発基0803第15号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件開示請求に対し，対象となる12枚の行政文書が開示されました。このうち1件2枚については，内容の開示が一定おこなわれました。しかし，残りの10枚に関しては，件数やそれぞれの報告枚数，時期も含めて内容がすべて黒塗りになっています。不開示の理由として5点が挙げられていますが，開示された内容が皆無なので，適切かどうか判断できません。個別の過労死・過労自殺に関する情報なので，一部が不開示になることはやむを得ないと考えていますが，さすがに文書の形式やどこに文字が書いてあったかもわからないような不開示の仕方は不適切ではないかと考えます。以上の理由からもう一度精査していただきたく，審査請求します。

##### （2）意見書

ア 「原処分は妥当」とする厚生労働省の主張は失当である。原処分を

見直し、適切に情報開示することを求める。

イ 厚生労働省の考え方に関する当方の意見

(ア) 理由説明書（下記第3）の3（2）について

諮問庁は、不開示情報の該当性として、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイについて検討している。こうしたそれぞれの考え方に当てはめ、一部が不開示になることの妥当性は認める。ただし、原処分がすべてこの考えに照らして妥当かどうかには、疑義がある。改めて、個々の文書についての妥当性を審議した上で、適切な情報開示を求める。

(イ) 理由説明書（下記第3）の3（3）について

諮問庁は、本件対象文書10枚を全面不開示にし、その妥当性について、おもに以下のような理由を挙げている。

- a 本件対象期間における該当件数等が明らかになるおそれがある
- b 労災請求人が特定されるなどのおそれがある
- c ほかの情報と照合することにより、個人を識別することにつながる
- d 文書の表題、形式等を開示することにより、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）が行った監督指導の端緒や経緯が明らかになるおそれがある

文書の中身がわからないので適切な指摘がそもそも困難な前提があるが、上述した理由を考慮してもなお、全面不開示にする理由にはあたらないと考える。例えば、個別の過労死・過労自殺の認定件数だけをとっても、年間で200件近くにのぼる。労災申請件数を考えると、その数はさらに増える。こうした中で、上記aやbは全面不開示の合理的な理由になるとは到底思えない。cやdについては、どんなものを念頭に置いているかは不明だが、仮にそうした事象が本当に存在していたとしても、最低限これ（原文ママ）を考慮した情報を開示すべきだと考える。

ウ 結論

当方としては、件数やそれぞれの報告枚数、時期も含めて内容がすべて黒塗りになっており、文書の形式やどこまで文字が書いてあったかも分からないような不開示の仕方は適切でないとする。現に「特定報道機関記者の死亡・・・」と題する2枚の資料については、ほかの10枚の開示とは異なり、いくつかの情報が開示されている。

ほかの10枚について厚生労働省は、上記イ（イ）aないしdに掲げる理由を述べて開示を避けるが、これらの理由は、法1条が掲げる法の趣旨、目的にそぐわないものがあるとする。ゆえに、処分庁の開示決定は不適切なものだと考えられ、改めて開示できる情報

を吟味し，適切な情報開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は，平成30年6月1日付け（同月5日受付）で，処分庁に対し，法3条の規定に基づき，本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成30年8月24日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について，原処分は妥当であるとする。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書について

(略)

##### (2) 不開示情報該当性について

本件対象文書中別表に掲げる不開示部分①ないし⑤の不開示情報該当性については，おおむね以下のとおりである。

##### ア 法5条1号の不開示情報

(ア) 不開示部分①ないし⑤については，特定個人の傷病名，年齢，労災請求日及び労災認定日等，個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより個人を識別することができるものであることから，当該情報は，法5条1号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 不開示部分③及び④には，特定監督署の調査官等が，労災請求に係る調査の過程で労災審査請求人等の特定個人から提供された情報等が含まれている。これが開示された場合には，当該個人が不当な干渉を受けること等が懸念され，特定個人の権利利益を害するおそれがあるため，法5条1号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### イ 法5条2号イの不開示情報

不開示部分②，③及び⑤には，特定事業場の業務内容に関する情報等であり，当該事業場等が一般に公にしていない内部情報が含まれている。事業場の内部情報が開示された場合には，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### ウ 法5条4号の不開示情報

不開示部分④及び⑤には、特定監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等、さらに、これまでの調査結果に基づいた今後の方針が記載されている。これらが公にされた場合には、事業場と特定監督署との信頼関係が失われ、関係資料の提出や情報提供に協力的でなくなり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### エ 法5条6号柱書きの不開示情報

(ア) 不開示部分③及び④には、特定監督署の調査官等が労災審査請求人等の特定個人から提供された情報等が含まれている。

これらの情報を開示するとした場合、被聴取者等の特定個人が心理的に大きな影響を受け、当該個人が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災審査請求人、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、労災審査請求人等から提供された情報は、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 不開示部分③及び④（④に該当部分がないことを当審査会事務局において諮問庁に確認）には、特定事業場の業務内容に関する情報等であって、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報が含まれている。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は、開示することにより監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### オ 法5条6号イの不開示情報

不開示部分④及び⑤には、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある情報が含まれている。このため、法5条6号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### (3) 全面不開示部分10枚の妥当性について

全面不開示とした10枚（不開示部分④及び⑤）は、文書の標題、形式等を開示することにより、対象期間における該当事案の件数等が明らかになるおそれがあるものである。過労死等の労災補償状況については、年度ごとに請求・支給決定等の状況を取りまとめ、公表を行っているが、公表に当たっては、特定の個人を識別できないように、慎重に対応しているところであり、特定月における件数等については、当該情報を公にすることにより、労災請求人が特定されるなどのおそれがあることから、一般に公にしていない。

また、個別の労災認定事案については、特定個人の情報であることから、労災請求や労災認定の事実も含め、その存否を明らかにしていないところである。ただし、労働者本人や遺族が自ら会見を行い、その事実が報道機関で報道され、国民に広く知れ渡った場合には、労災認定の事実を一定の範囲で認めている。

報道されている事案であっても、労働者本人や遺族が自ら会見を行っていない事案もあり、そのような事案に関しては、その存否を明らかにしていない。

本件開示請求は個人を特定して行われているものではないものの、全面不開示の文書（原文ママ）について、一部を開示することにより、他の情報と照合することにより個人を識別することに繋がるものである。

さらに、文書の標題、形式等を開示することにより、特定監督署が行った監督指導の端緒や経緯が明らかになるおそれがある。このため、これらが公にされた場合には、事業場や労働者と監督署との信頼関係が失われ、関係資料の提出や情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という正確を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、全面不開示とした10枚については、文書の標題、形式等を開示することにより、上記(2)で述べた不開示情報が推認されるおそれがあることから、原処分を維持して全面不開示とすることが妥当

である。

#### (4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「件数やそれぞれの報告枚数、時期も含めて内容がすべて黒塗りになっています。不開示の理由として5点が挙げられていますが、開示された内容が皆無なので、適切かどうか判断できません。(中略)さすがに文書の形式やどこに文字が書いてあったかもわからないような不開示の仕方は不適切ではないかと考えます。」等と主張しているが、本件対象文書に係る不開示情報該当性及び全面不開示の妥当性については、上記(2)及び(3)で述べたとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 同月10日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和元年6月12日 委員の交代に伴う所要の手の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月11日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「厚生労働省の職員が昨年特定期間、厚労大臣への説明または報告する目的で作成した文書のうち、個別の過労死・過労自殺(労災の申請、認定を含む)事案についての記載を含むもの」である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 本件対象文書3頁ないし12頁の全面不開示の妥当性について

ア 諮問庁は、本件対象文書3頁ないし12頁を全面不開示とした理由について、理由説明書(上記第3の3(3))のとおり説明する。

イ しかしながら、本件開示請求は、「特定期間、厚生労働大臣への説

明または報告する目的で作成した文書のうち、個別の過労死・過労自殺（労災の申請，認定を含む）事案についての記載を含むもの」であり，当該期間に労災の請求又は認定がなされたものについて開示を求めているものではない。実際に，本件対象文書の記載における労災事故，労災請求及び労災認定の日付が足掛け5年にわたっていることを踏まえると，当該部分の文書の標題，形式等を公にすることにより，特定月の労災請求・支給決定等の件数等が明らかになり，労災請求人が特定されるなどのおそれがあるとは認められない。

また，当該部分の文書の標題，形式等を公にすることにより，一般に，特定監督署が行った監督指導の端緒や経緯が明らかになるおそれがあるとも認められない。

ウ さらに，全面不開示とされた10枚の中には，厚生労働大臣が記者会見で説明を行った事案，厚生労働省が指導を行った事実を報道発表した事案，厚生労働大臣政務官や労働基準局長が出席する協議会で安全衛生対策が検討され，公表された事案が含まれている。

エ したがって，本件対象文書3頁ないし12頁を全面不開示とすることが妥当である旨の諮問庁の説明は認められない。

## (2) 別表の4欄に掲げる部分（開示すべき部分）について

### ア 通番1について

当該部分には，被災労働者の疾病名，性別，死亡時の年齢，死亡年月日及び労災認定を行った監督署名が記載されており，これらは，一体として当該被災労働者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報に該当する。

次に，法5条1号ただし書該当性について検討すると，当該部分は，被災労働者の遺族又は所属事業場により公にされている情報と同様の内容であり，同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当せず，開示すべきである。

### イ 通番2について

当該部分には，被災労働者の略歴及び疾病名等並びに労災請求人等に係る情報が記載されており，これらは，それぞれ一体として当該被災労働者又は当該労災請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報に該当する。

次に，法5条1号ただし書該当性について検討すると，当該部分は，被災労働者の遺族又は所属事業場により公にされている情報と同様の内容であり，同号ただし書イに該当すると認められる。

また、同様の理由により、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番3について

当該部分は、項目又は見出し文等の一般的な記述であり、法5条1号に規定する個人に関する情報とは認められない。また、同様の理由により、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関の行う労災補償調査に係る事務に関し、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番4について

当該部分に、法5条1号に規定する個人に関する情報は含まれない。

また、当該部分は、項目又は見出し文等の一般的な記述及び本件開示請求の内容から推認できる記載であり、これを公にしても、労働基準監督機関が行う労災認定や検査等に係る事務に関し、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、労働関係法令違反の隠蔽など公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番5について

当該部分に、法5条1号に規定する個人に関する情報は含まれない。

また、当該部分は、項目等一般的な記述及び本件開示請求の内容から推認できる記載であり、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号及び6号イの

いずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番 7 及び通番 8 について

当該部分は、特定事業場に対する監督指導に関する情報及び当該事業場に関する情報であり、法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報とは認められない。

また、当該部分は、東京労働局による記者発表時に配布された資料及び特定事業場のウェブサイトに記載されている情報並びに厚生労働大臣の会見により公にされている情報と同様の内容と認められる。このため、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号、2 号イ、4 号及び 6 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番 9 について

通番 9 は、特定工事現場における労災請求事案の経緯及びその後の関係機関による健康管理対策の取組等に係る情報であると認められる。

このうち、被災労働者に係る労災請求事案の経緯が記載されている部分については、一体として当該被災労働者に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

次に、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、被災労働者の遺族代理人の会見及び厚生労働大臣の会見により公にされている情報と同様の内容であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

その余の部分については、関係機関による取組等が記載されており、法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報とは認められない。

また、通番 9 は、厚生労働省、国土交通省、元請事業場及び発注者のウェブサイトで公にされている情報と同様の内容と認められることから、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発

見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) その余の部分（別表の4欄を除く部分）について

ア 通番1について

当該部分は、被災労働者の労災請求・認定に係る情報であり、当該被災労働者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、被災労働者の遺族等が公にしている情報と同様の内容とは認められず、同号ただし書イに規定する、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示について検討すると、原処分において被災労働者の氏名が開示されていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2について

当該部分は、一般に公にされていない特定事業場に係る内部情報が記載されており、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番3について

(ア) 1頁18行目及び26行目は、特定監督署の調査により明らかとなった被災労働者の労働時間が記載されており、当該被災労働者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、被災労働者の遺族等が公にしている情報と同様の内容とは認められず、同号ただし書イに規定する、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示について検討すると、原処分に

において被災労働者の氏名が開示されていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) その余の部分である1頁22行目41文字目ないし24行目には、特定監督署の調査により明らかとなった特定事業場の内部情報が記載されていると認められ、これを公にすると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### エ 通番4について

- (ア) 3頁2行目1文字目ないし8文字目、3行目、5行目11文字目ないし最終文字、6行目7文字目ないし最終文字、7行目8文字目ないし最終文字、8行目8文字目ないし最終文字、10行目ないし18行目、20行目ないし24行目及び29行目は、被災労働者の氏名、年齢、性別、疾病名、所属事業場名、業務内容及び労働時間並びに労災請求・認定に係る情報等であり、一体として当該被災労働者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、氏名、年齢、性別及び所属事業場名については、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である疾病名、業務内容、労働時間及び労災請求・認定に係る情報等については、当該部分を開示すると、当該被災労働者を特定する手掛かりとなり得ることから、当該被災労働者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 3頁26行目及び27行目には、特定監督署の調査により明らかとなった特定事業場の内部情報が記載されている。

したがって、当該部分は、上記ウ(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断

するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 3頁31行目ないし33行目には、特定監督署の特定事業場に対する指導状況等が記載されており、これを公にすると、監督署の調査手法・内容等が明らかとなることから、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番6について

当該部分には、特定監督署の特定事業場に対する指導状況等が記載されている。

したがって、当該部分は、上記エ(ウ)と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 通番7について

- (ア) 4頁5行目10文字目ないし8行目10文字目、13行目ないし16行目及び18行目1文字目ないし6文字目は、特定の個人に関する情報が記載されており、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、東京労働局等が公にしている情報と同様の内容とは認められず、同号ただし書イに規定する、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示について検討すると、当該部分を開示すると、特定の個人を特定する手掛かりとなり得ることから、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) その余の部分には、特定監督署による臨検監督の時期及び特定事業場に対する指導状況等が記載されている。

したがって、当該部分は、上記エ(ウ)と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び4号について判断する

までもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 通番 8 及び通番 10 について

(ア) 通番 8 のうち 6 頁，7 頁 3 行目ないし 10 行目及び 8 頁 4 行目ないし 9 行目並びに通番 10 には，特定監督署による臨検監督の時期及び特定事業場に対する指導状況等が記載されている。

したがって，当該部分は，上記エ（ウ）と同様の理由により，法 5 条 6 号イに該当し，同条 1 号，2 号イ及び 4 号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 8 のその余の部分には，労働基準監督機関が特定事業場を調査した結果判明した当該事業場の内部管理情報及び労働基準監督機関が行った是正勧告等の内容が記載されており，これを公にすると，取引関係等の面において，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法 5 条 2 号イに該当し，同条 1 号，4 号及び 6 号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法 5 条 1 号，2 号イ，4 号並びに 6 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については，別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分は，同条 1 号，2 号イ並びに 6 号柱書き及びイに該当すると認められるので，同条 4 号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，別表の 4 欄に掲げる部分は，同条 1 号，2 号イ，4 号並びに 6 号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 諮問庁が「不開示を維持する部分」 としている部分			4 開示すべき部分
		通 番	不開示部分	該当条 文（法 5条各 号）	
1	厚生労働省の職員が昨年特定期間，厚労大臣への説明または報告する目的で作成した文書のうち，個別の過労死・過労自殺（労災の申請，認定を含む）事案についての記載を含むもの	1	① 1頁2行目，3行目，5行目ないし8行目不開示部分，2頁1行目ないし6行目不開示部分	1号	1頁2行目，5行目，6行目及び8行目8文字目ないし15文字目
		2	② 1頁10行目ないし15行目不開示部分，2頁7行目及び8行目不開示部分	1号， 2号イ	1頁10行目ないし15行目
		3	③ 1頁18行目不開示部分，22行目ないし26行目不開示部分	1号， 2号 イ，6 号柱書 き	1頁22行目1文字目ないし40文字目及び25行目
		4	④ 3頁不開示部分	1号， 4号， 6号柱 書き， 6号イ	3頁1行目，2行目9文字目ないし22文字目，4行目，5行目1文字目ないし10文字目，6行目1文字目ないし6文字目，7行目1文字目ないし7文字目，8行目1文字目ないし7文字目，9行目，19行目，25行目，26行目1文字目ないし26文字目，28行目及び30行目
		5	⑤-1 1頁27行目，4頁1行目，4行目，10行目，17行目，27行	1号， 2号 イ，4	全て

		<p>目及び33行目, 5頁1行目, 4行目, 5行目, 6行目1文字目ないし6文字目, 7行目1文字目ないし7文字目, 8行目1文字目ないし5文字目, 9行目1文字目ないし8文字目, 11行目, 12行目1文字目ないし9文字目, 15文字目, 16文字目, 13行目1文字目ないし9文字目, 14行目1文字目ないし4文字目, 15行目1文字目ないし6文字目, 16行目1文字目ないし6文字目, 17行目1文字目ないし5文字目, 18行目1文字目ないし7文字目, 20行目, 22行目1文字目ないし5文字目, 23行目1文字目ないし6文字目, 24行目1文字目ないし6文字目及び25行目1文字目ないし5文字目, 6頁1行目, 7頁2行目, 11行目, 21行目1文字目及び29行目1文字目ないし3文字目, 8頁2行目, 4行目1文字目ないし5文字目, 10行目1文字目並びに表左枠1段目及び表右枠1段目, 9頁1行目及び2行目, 10頁1行目31文字目ないし33文字目, 11頁1行目23文字目ないし25</p>	<p>号, 6号イ</p>	
--	--	--	---------------	--

		文字目， 1 2 頁 1 行目ないし 3 行目， 4 行目 1 2 文字目ないし 6 行目， 1 8 行目， 2 0 行目及び 2 2 行目	
	6	⑤- 2 1 頁 2 8 行目ないし 3 3 行目不開示部分	
	7	⑤- 3 4 頁（上記⑤- 1 を除く）不開示部分	4 頁 2 行目， 3 行目， 5 行目 1 文字目ないし 9 文字目， 8 行目 1 1 文字目ないし 9 行目， 1 1 行目 1 1 文字目ないし 2 8 文字目， 1 2 行目， 1 8 行目 7 文字目ないし 2 4 行目， 2 8 行目ないし 3 1 行目 2 8 文字目及び 3 2 行目 6 文字目ないし 1 5 文字目
	8	⑤- 4 5 頁ないし 8 頁（上記⑤- 1 を除く）不開示部分	5 頁 2 行目， 3 行目， 6 行目 7 文字目ないし 最終文字， 7 行目 8 文字目ないし 最終文字， 8 行目 6 文字目ないし 最終文字， 9 行目 9 文字目ないし 1 0 行目及び 2 1 行目， 7 頁 1 行目， 1 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目， 1 6 文字目ないし 2 2 文字目， 2 6 文字目ないし 4 7 文字目， 5 2 文字目ないし 1 4 行目 2 4 文字目， 2 8 文字目ないし 3 2 文字目， 3 6 文

				<p> 字目ないし17行目  7文字目, 18行目  1文字目ないし7文  字目, 19行目1文  字目ないし7文字目  , 22行目25文字  目ないし23行目1  0文字目, 13文字  目ないし30文字目  , 38文字目ないし  24行目1文字目,  4文字目ないし17  文字目, 19文字目  ないし25行目, 2  8行目1文字目ない  し11文字目, 30  行目1文字目ないし  18文字目, 31行  目26文字目ないし  33行目10文字目  , 13文字目ないし  20文字目, 35行  目10文字目ないし  36行目及び39行  目1文字目ないし1  1文字目, 8頁1行  目, 3行目, 10行  目2文字目ないし1  1行目, 表左枠上か  ら2段目ないし4段  目, 5段目1行目な  いし2行目6文字目  及び3行目4文字目  ないし最終文字並び  に表右枠上から2段  目ないし4段目, 表  下1行目ないし6行  目 </p>
--	--	--	--	--

		9	⑤-5 9頁ないし11頁 (上記⑤-1を除く)不 開示部分		全て
		1 0	⑤-6 12頁(上記⑤- 1を除く)不開示部分		